

## 火災の被害に遭われた方へ

火災の被害に遭われた方は、各種減免措置等を受けられる場合があります。なお、申請に際してそれぞれ要件や必要書類がありますので、詳細につきましては下記の市役所等各課・係にお問い合わせください。

また、申請の添付書類として消防が発給する「り災証明書」が必要な場合があります。り災証明書の発給につきましては、消防本部の4階にあります警防課までお問い合わせください。

なお、り災証明が必要かどうかについては、各機関、担当窓口を確認してください。

給水契約の解除について	6階 水道課 水道料金センター
水道分担金の減免について	6階 水道課 水道管理係
市営住宅の一時使用について	5階 都市計画課 住宅・空家対策係
火災により出た家庭ごみの処分について	4階 環境衛生課 衛生処理係
固定資産税の減免について	2階 税務課 固定資産税係
市民税の減免について	2階 税務課 市民税係
介護保険料の減免について	1階 介護保険課 資格保険料係
居宅介護サービス費等の減免について	1階 介護保険課 給付係
国民健康保険料の減免及び納付猶予について	1階 保険医療課 資格賦課係
後期高齢者医療保険料の減免について	1階 保険医療課 資格賦課係
保育料の減免について	1階 子ども子育て課 子ども給付係
放課後児童会室使用料の減免について	キックス（市民交流センター） 3階 地域教育推進課 家庭教育推進係

※上記以外でり災証明が必要となる可能性のある場合

保険金の請求について	加入保険会社
登記の抹消について	法務局
税金の減免について	税務署等
軽自動車税の減免について	軽自動車検査協会

お問い合わせ先

《減免措置等に関すること》

河内長野市役所 0721-53-1111（代表）

キックス（市民交流センター） 0721-54-0005（代表）

《り災証明書に関すること》

河内長野市消防本部 0721-53-7799（警防課）